

鳥取県グリーン商品認定要綱 新旧対照表

鳥取県グリーン商品認定要綱（平成１５年３月２４日付鳥取県生活環境部通知）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

改正後	改正前												
（認定期間等） 第6条 略 <u>2 前項の規定に関わらず、認定を受けた者は、その更新を希望するときは、原則として、下記の表の第1欄に掲げる認定の有効期限の属する月（以下「期限月」という。）に応じて、同表第2欄に掲げる提出期限に定める期日までに、様式第3号により申請を行わなければならない。</u> <table><tr><th>期限月</th><th>提出期限</th><th>更新日</th></tr><tr><td>4月～9月</td><td>期限月と同年の1月31日</td><td>期限月と同年の4月1日</td></tr><tr><td>10月～12月</td><td>期限月と同年の7月31日</td><td>期限月と同年の10月1日</td></tr><tr><td>1月～3月</td><td>期限月の前年の7月31日</td><td>期限月の前年の10月1日</td></tr></table> <u>3 前項の規定による更新の申請があったときは、商工労働部産業未来創造課長（以下「産業未来創造課長」という。）は、次の各号に掲げる事項について内容を審査し、必要に応じて現地調査を実施したうえで更新の可否を決定するとともに、更新結果について審査員に報告するものとする。</u> <u>（1） 製造加工場所が鳥取県内であること</u> <u>（2） 現に販売されている商品であること</u> <u>（3） 特別管理廃棄物を原料としていないこと</u> <u>（4） 環境基準に係る法令について認定基準を満たしていること</u> <u>（5） 循環資源の県内調達率が、別表2に掲げる基準を満たしていること</u> <u>（6） 循環資源の利用割合が、別表3に掲げる基準を満たしていること</u> <u>4 更新に係る認定の日（以下「更新日」という。）は、第2項の表の第3欄に掲げる日とし、更新後の認定期間は更新日から3年を経過する日までとする。</u> <u>5 産業未来創造課長は、第3項の規定による更新の可否の決定をしたときは、様式第3号の2により申請者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。</u>	期限月	提出期限	更新日	4月～9月	期限月と同年の1月31日	期限月と同年の4月1日	10月～12月	期限月と同年の7月31日	期限月と同年の10月1日	1月～3月	期限月の前年の7月31日	期限月の前年の10月1日	（認定期間等） 第6条 略 <u>2 認定を受けた者は、その更新を希望するときは、原則として前項の期間が満了する日の1月前までに、様式第3号により申請を行うものとする。</u> <u>3 前項の規定による申請については、第3条第1項及び第3項並びに第4条第1項の規定を準用する。</u>
期限月	提出期限	更新日											
4月～9月	期限月と同年の1月31日	期限月と同年の4月1日											
10月～12月	期限月と同年の7月31日	期限月と同年の10月1日											
1月～3月	期限月の前年の7月31日	期限月の前年の10月1日											

改正後

別表 2（別表 1、第 6 条関係）
略

別表 3

別表 3（第 5 条、第 6 条関係）

品目別循環資源利用割合に関する基準

品目	商品例	循環資源	製品中の循環資源の利用割合 （重量割合）	備考
紙製品～肥料、土壌改良材、緑化基盤材	略			
コンクリート2次製品		フェロニッケルスラグ	概ね5%以上	
		ガラス	概ね5%以上	
		繊維くず・木くず	概ね10%以上	
		陶磁器・がれき	概ね40%以上	
		珪物廃砂	概ね2%以上	
上記以外のもの（品目名は別途決定）		略		

改正前

別表 2（別表 1 関係）
略

別表 3

別表 3（第 5 条関係）

品目別循環資源利用割合に関する基準

品目	商品例	循環資源	製品中の循環資源の利用割合 （重量割合）	備考
紙製品～肥料、土壌改良材、緑化基盤材	略			
コンクリート2次製品		フェロニッケルスラグ	概ね5%以上	
		ガラス	概ね5%以上	
		繊維くず・木くず	概ね10%以上	
		陶磁器・がれき	概ね40%以上	
上記以外のもの（品目名は別途決定）		略		

改正後

改正前

様式第 3 号の 2

(様式第 3 号の 2)

第 号

年 月 日

(事業者名)

(代表者職・氏名) 様

鳥取県商工労働部産業未来創造課長 ○○ ○○

(公 印 省 略)

鳥取県認定グリーン商品認定の更新について（通知）

年月日付けで申請のあった、認定の更新については、鳥取県グリーン商品認定要綱（以下「要綱」という。）第 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり更新を決定したので、要綱第 6 条第 5 項の規定に基づき通知します。

記

1 認定の有効期限 年月日

2 認定商品の概要

品目名	認定番号	認定商品名	用途	原料となる 循環資源名	製造・加工事業所 の名称及び住所	認定要件

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年（施行日）から施行する。
- 2 認定の有効期限が令和 8 年 3 月 3 1 日までに到来する商品については、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。